平成２５年（フ）第１０２２２号
東京都世田谷区代田４丁目12―５―202
債務者　戸上　里絵
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２２３号
東京都豊島区東池袋５丁目４―３
債務者　佐藤　敏信
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２２９号
東京都江戸川区北小岩１丁目14―５―408
債務者　内田　由美
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６６０号
横浜市神奈川区三ツ沢南町15番11号　野末荘201号
債務者　土田　浩好
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３６号
岡山市東区藤井247番地３
債務者　本城　忠義
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５９号
岡山県瀬戸内市邑久町虫明6028番地１
債務者　大井　初世
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６２号
岡山市北区南中央町10番10号近藤セントラルビル404
債務者　伊藤　理紗
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７８６号
東京都府中市四谷２丁目48番地の17てっぽうや110号
債務者　大森　裕幸
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２９号
釧路市貝塚４丁目１番10号　ハイム・プライズ
債務者　阿部　勇二
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第４３０号
栃木県那須烏山市旭１丁目５番15号　ハイツ泉103
債務者　船山　京子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第７４号
栃木県下都賀郡野木町大字潤島29番地65、従前の住所栃木県下都賀郡野木町大字丸林605番地29　ハピネスＫＡＭＩＹＡ１号棟Ａ
債務者　成海　憲彦
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第２９号
大分県速見郡日出町大字川崎3547番地３　コスモハイツタカオＦ205
債務者　山口みすず
1　決定年月日時　平成25年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午前11時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第１０１２９号
東京都台東区千束４丁目６―５　第二カネヤビル201
債務者　丹野　　修
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２２７号
神奈川県横浜市港北区師岡町1012―202
債務者　冨岡　祐悦
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２２８号
東京都大田区大森南１丁目16―３―103
債務者　及川ひろみ
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部